

答 申

第 1 審査会の結論

「平成 年 月 日 頃に発生した事故処理に関する物件事故報告書」に記載された個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、平成18年11月30日付け宮本指第1425号で宮城県警察本部長が行った決定は、別表 1 のとおり開示すべきであるが、その他の部分については非開示が妥当である。

また、平成18年11月30日付け宮本指第1426号で宮城県警察本部長が行った決定は、妥当である。

第 2 審査請求に係る経過

- 1 審査請求人は、平成18年11月17日、個人情報保護条例（平成19年宮城県条例第17号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第 1 項の規定に基づき、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する個人情報が記載された行政文書として、物件事故報告書（平成 年 月 日付け作成，受理番号 署第 号）（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、一部について開示しないとの決定（平成18年11月30日付け宮本指第1425号。以下「本件処分 1」という。）及びその一部について開示請求を却下するとの決定（平成18年11月30日付け宮本指第1426号。以下「本件処分 2」という。）を行い、それぞれ次のように理由を付して、平成18年11月30日付けで、審査請求人に通知した。

(1) 本件処分 1 について

「 1 個人情報保護条例第18条第 1 項第 2 号該当

請求に係る個人情報には、個人情報保護条例第18条第 1 項第 2 号に該当する請求者本人以外の個人に関する情報であって、当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別す

ることはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのある個人情報に記載されているため。

## 2 個人情報保護条例第18条第1項第4号該当

請求に係る個人情報には、個人情報保護条例第18条第1項第4号に該当する犯罪の捜査に関する内容及び公表されていない警察職員の氏名、印影等が記録されており、当該情報を開示することにより、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められるため。」

### (2) 本件処分2について

「開示請求に係る個人情報のうち、自動車安全運転センター法で定める手続により交付を受けることができる個人情報については、個人情報保護条例第60条第2項の規定により、同条例第3章第1節（開示）の規定が適用されないため。」

3 審査請求人は、平成18年12月18日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、本件処分1及び本件処分2を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し審査請求（第4において「本件審査請求」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「部分開示決定通知書及び開示請求却下通知書の取消処分並びにこれらに関する新たな通知書の交付」を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び公安委員会への口頭での意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 部分開示請求をしていないのに、部分開示決定通知書になっている。
- (2) 開示請求内容と決定通知書の内容の趣旨が相違している。
- (3) 情報開示の趣旨を曲解しているように思われる。
- (4) 国民が不利益を被らないようにしようとして、情報公開に関する関係法規が

制定されたと認識している。したがって、情報は最大限に公開するのが基本である。

- (5) 本件処分 1 及び本件処分 2 の通知書にも、諮問書の「開示決定等をした具体的理由」と同様に詳細な記述をすべきである。
- (6) 捜査により事件が完結すると判断し、立件の対象としない物件事故について記録された物件事故報告書には、犯罪捜査の手法及び着眼点に関する情報が含まれることはない。
- (7) 物件事故報告書は、本件行政文書以外にも存在するのではないか。
- (8) 損傷の状況を示す図或いは写真が開示されていないが、その理由が明らかではない。

#### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 審査会への諮問の範囲について

本件審査請求のうち、本件処分 2 に係る不服申立てについては、条例第 37 条第 1 項の規定により、審査会への諮問が義務付けられていないが、本件行政文書が一つであるとともに、二つの処分決定に対し一つの審査請求で不服申立てがなされていることから、諮問義務のない本件処分 2 についても審査会に諮問するものである。

##### 2 本件行政文書について

交通事故のうち、物の破損のみの事故である場合は、物件交通事故として取り扱われており、その事実を記録しておくものとして、物件事故報告書を担当警察官が作成しているところである。

この物件事故報告書は、警察庁交通局交通指導課長通達「物件事故の取扱要領について」（昭和 44 年 10 月 6 日付け警察庁交指発第 101 号）に基づき、捜査により事件が完結すると判断し、立件の対象としない物件事故については物件事故報告書に必要事項を記録しておくこととされており、本件行政文書には、平成 年 月 日に 地内で発生した審査請求人が関係する物件交通事故の発生状況が各定型項目に沿って記載されている。

### 3 本件処分1についての非開示情報の該当性について

#### (1) 条例第18条第1項第2号該当性について

本件開示請求に係る個人情報の中には、開示請求者以外の第三者の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と照合することにより間接的に開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの並びに開示請求者が知り得ない情報であって、開示することによりなお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものが記載されていることから、条例第18条第1項第2号に該当し、かつ、同号イ、ロ及びハに該当しないため非開示とした。

#### (2) 条例第18条第1項第4号該当性について

本件行政文書には、公表されていない警察職員の氏名及び印影並びに犯罪捜査の手法、着眼点等に関する情報が記載されており、これらの情報を開示することにより、犯罪の予防、捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから、条例第18条第1項第4号に該当し非開示とした。

#### イ 公表されていない警察職員の氏名及び印影について

警察業務の中核は、警察規制を物理的かつ強制的に実現するものであり、結果として、その相手方となる者の反発や反感を招きやすい性質を有していることから、警察組織や職員を敵視する人物・団体等によって、警察職員や警察施設が襲撃を受けた事例が本県及び全国で多数存在する。

このような暴力団、極左暴力集団、暴走族等の違法集団等は現に存在しており、これら人物・団体等は、警察活動の動静を含めた警察に関する情報に異常なまでの関心を持っており、警察職員を対象にその配置状況や家族を把握しようとしたり、警察施設・警察装備等の実態を把握しようとするなど、あらゆる手段・方法によってその情報収集や調査活動が行われているのが実態である。

このような警察組織・警察職員の特性から判断して、本件行政文書に記載されている警察職員の氏名及び印影を開示することによって、当該職員やその家族のプライバシーが侵害されたり、襲撃、工作等の被害を受けるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるもの

と認められることから，公表されていない警察職員の氏名及び印影については，条例第18条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

ロ 犯罪捜査の手法，着眼点等に関する情報について

一般的に警察による犯罪捜査とは，各種情報等から捜査の端緒を取得し，これに基づきあらゆる捜査手法等を駆使して証拠を発見し，収集し，及び保全することにより，犯罪性や被疑者の特定を行うものである。

本件行政文書には，交通事故捜査の過程で収集した情報から，犯罪性があるかどうかの判断に必要な着眼点や交通事故関係者からの事情聴取により判明した事項を現場臨場した警察官が総合的に判断した結果等が記載されており，これらの情報を開示することにより，これを知り得た者が，交通事故の当事者となった場合，検挙の対象とならないような対応を取るなど脱法行為を行う蓋然性が高く，その結果，犯罪の予防，捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから，犯罪捜査の手法，着眼点等に関する情報は，条例第18条第1項第4号に該当するものとして非開示とした。

4 本件処分2の具体的理由について

条例第60条第2項は，「条例第3章第1節の規定（開示）は，他の法令の規定により，開示請求者に対し開示請求に係る個人情報第24条第1項（開示の方法）に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合には，当該同一の方法で開示することとされている個人情報については，適用しない。」と規定し，自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第5号の「交通事故に関し，その発生した日時，場所その他内閣府令で定める事項を記載した書面を当該事故における加害者，被害者その他当該書面の交付を受けることについて正当な利益を有すると認められる者の求めに応じて交付すること。」とされた，いわゆる「交通事故証明」に関する業務についても，条例第60条第2項の規定により，開示請求の適用を除外しているところである。

このことから，本件行政文書に記載されている個人情報のうち，自動車安全運転センター法で定める手続により交付を受けることができる「交通事故証明書」に記載された個人情報と同一の内容の情報が含まれている部分については，交通事故の

当事者である審査請求人は、交付を受けることができる者であって、同法の規定により開示することが可能であると認められる。

したがって、当該同一の方法で開示することができる部分については、条例第60条第2項の規定により開示請求の適用除外に該当するため開示請求を却下とした。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利その他個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的として制定されたものであり、個人情報の開示請求にあっては原則開示の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 年 月 日に 地内で発生した交通事故に関する物件事務報告書である。審査会で本件行政文書を見分したところ、交通事故の発生の届出を受け担当した警察官が、当事者の住所、氏名、運転車両の特定事項、発生日時、発生場所、被害程度等を記載しており、写真その他の添付資料はなかった。

### 3 審査会の調査審議範囲について

条例第37条第1項は、「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、当該不服申立てが不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。」と規定しており、本件処分2のように実施機関が申請を却下した場合の不服申立ては、審査会へ諮問を要する事案とはされていない。

しかし、公安委員会は、上記第4の1の理由で審査会に諮問しており、審査会が調査審議を行っても公安委員会から諮問された範囲を逸脱するものではないこと、本件処分2は、本件処分1の調査審議と密接に関連することから本件処分2につい

ても、調査審議対象として扱うものとする。

#### 4 本件処分 1 について

##### (1) 本件行政文書の非開示部分について

本件行政文書の非開示部分は、別表 1 のとおりである。

以下において、それぞれ非開示条項の該当性について検討するものとする。

##### (2) 条例第18条第 1 項第 2 号該当性について

条例第 18 条第 1 項第 2 号は、「開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの」について、当該個人情報を開示しないことができる旨規定しているが、同号イから八までにおいて「法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」及び「当該個人が公務員等である場合において当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、当該非開示情報から除かれるものとされている。これは、開示請求に係る個人情報の本人以外の個人の権利利益を保護する観点から、当該本人以外の特定の個人が識別され、又は識別され得るような情報が含まれている個人情報については、開示をしないことを定めたものであり、併せて当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのある情報が含まれている個人情報についても開示をしないことを定めたものである。

##### イ 「第二当事者 運転免許」欄及び「勤務先（職業） 2 当」欄について

これらの欄には、開示請求者以外の事故当事者の運転免許番号及び勤務先（職業）が記載されており、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報や開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することによ

り、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められる情報であることから条例第18条第1項第2号本文に該当する。また、当該部分は、事故当事者である開示請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないので、同号イに該当せず、同号ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該部分は、同号本文の非開示情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

ロ 「第二当事者 被害程度」欄について

審査会で本件行政文書を見分したところ、この欄には開示請求者以外の事故当事者の被害程度が定型的に記載されており、これは、事故当事者である開示請求者が慣行として知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認められ、条例第18条第1項第2号イに該当する。

ただし、当該部分は、条例第18条1項第4号にも該当し、非開示が妥当であると実施機関が主張しているので、後述する。

(3) 条例第18条第1項第4号該当性について

条例第18条第1項第4号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、当該個人情報を開示しないことができる旨規定している。これは、県が公共安全と秩序の維持に努め、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている個人情報については、実施機関の第一次的判断権を尊重し、個人情報の開示をしないことを定めたものである。

イ 「公表されていない警察職員の氏名・印影」について

審査会で本件行政文書を見分したところ、警部補相当職以下の警察職員の氏名及び印影が非開示とされている。宮城県情報公開審査会答申第58号（平成16年9月30日答申）において、「警察業務は、警察規制を物理的かつ強制

的に実現するものであり、相手方となる者の反発、反感を招きやすい性質を有しているものと認められるが、こうした警察業務の性質に照らせば、警察職員の氏名等は公開することによって、警察組織に恨みを持ち、あるいは警察活動を妨害しようとする人物、団体等が、当該警察職員の家族の私生活を侵害したり、当該職員に襲撃、工作等を行って、それにより当該職員が萎縮し警察業務の停滞につながるなど、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるものと認められる」としている。この判断は当審査会においても十分に是認し得るものと認められることから、これらの情報を非開示とした実施機関の判断は相当な理由があるものと認められる。

したがって、当該部分は、条例第18条第1項第4号の非開示情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

ロ 「第一当事者 被害程度」欄及び「第二当事者 被害程度」欄について

実施機関は、交通事故を捜査した警察官が車両の破損状態を目視した上で当該交通事故の被害程度を判断した捜査結果を記載していることから、当該交通事故が他の法令違反に該当するとした場合には、警察における被害程度の認知状況等が明らかとなることにより、罪証隠滅等の対抗措置をとられるなど、以後の交通事故捜査活動に支障が生ずるおそれがあると主張する。

しかし、審査会で本件行政文書を見分したところ、当該部分は被害程度が定型的に記載されているのみであり、これらの記載のみが開示されても交通事故捜査活動に支障が生ずる事態を想定することはできず、条例第18条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断について、相当な理由があるとは認められない。

したがって、「第一当事者 被害程度」欄は、同号の非開示情報に該当せず、開示すべきである。

また、「第二当事者 被害程度」欄は、上記3(2)ロで述べたとおり、条例第18条第1項第2号本文に該当せず、同項第4号の非開示情報にも該当しないことから、開示すべきである。

ハ 「現場見分の有無」欄について

実施機関は、現場見分の有無を明らかにすれば、どの程度の交通事故から

現場見分が必要であるかという交通事故捜査の基準が明らかとなり、それを知り得た者が交通事故を起因とした不法行為を敢行しようと考えた場合には、交通事故捜査の基準を悪用し偽装工作等を行うなど、以後の交通事故捜査活動に支障が生ずるおそれがあると主張する。

しかし、どの程度の交通事故から現場見分が必要であるかという基準をこの欄の記載のみによって明らかにするためには、多くの事例の収集が必要であり、条例第16条第1項の規定に基づく個人情報の開示請求によってこれを収集するという事態を想定することはできず、条例第18条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断について、相当な理由があるとは認められない。

したがって、当該部分は、同号の非開示情報に該当せず、開示すべきである。

## 二 「備考」欄について

審査会で本件行政文書を見分したところ、事故前後の事実経過、事故当事者の運転操作などの事故の状況、警察官自身が見分した事項のほか、事故関係者の事故発生時点における供述によるものと考えられる事項が混然一体となって記載されていた。これらは、警察官が認定していた個別具体的事実が捜査内容そのものとして記載されているものであり、事故発生時の捜査の初期段階におけるこれらの事項が開示されることとなると、警察官の認知事項をみて自己の供述を控えようと企図する者、相手方の供述をみて自己の供述を変更しようと企図する者、関係者に見られることを考えて供述を躊躇する者などが生ずるおそれがあることは否定できない。さらに、物件事務報告書の備考欄は、物件事務から人身事故への切り替え、他の法令違反事件等に対応するため、関係者の言動等を記載しておくものであることを踏まえると、条例第18条第1項第4号に該当するとした実施機関の判断は、相当の理由があるものとして許容される限度内のものと認められる。

したがって、当該部分は、同号の非開示情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

## 5 本件処分2について

条例第60条第2項は、「第3章第1節の規定は、他の法令（情報公開条例（平成

11年宮城県条例第10号)を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報第24条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、当該同一の方法で開示することとされている個人情報については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。」と規定している。これは、他の法令により個人情報を開示できる規定があり、その開示方法が条例に規定する方法と同一の場合である場合には、条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、条例による開示を適用しないことを明確にしたものである。

自動車安全運転センター法第29条第1項第5号に基づき、交通事故証明業務として本人の求めに応じて交付している書面に記載されている個人情報については、条例第60条第2項本文に該当するものと認められ、本件処分2は妥当である。

## 6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、本件処分1及び本件処分2の通知書の理由は、形式的で具体的な内容に乏しいと主張する。審査会としては、審査請求人が不服を抱くことについて理解できる部分もあるので、非開示部分毎にできるだけ理由を特定して記載する等行政手続条例(平成7年宮城県条例第30号)の趣旨及び確立した判例法理に則り、適切な処理を行うよう求めるものである。

## 7 結論

以上1から6までを十分に踏まえ、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の経過

審査会における処理経過は、別表2のとおりである。

別表 1

凡例 1 第 2 号：条例第 8 条第 1 項第 2 号本文，第 4 号：条例第 8 条第 1 項第 4 号

2 : 非開示条項に該当，×：非開示条項に非該当

実施機関が非開示とした項目	実施機関の判断		審査会の判断		審査会の結論
	非開示条項		非開示条項		
	第 2 号	第 4 号	第 2 号	第 4 号	
公表されていない警察職員の氏名・印影					非開示
「第一当事者 被害程度」欄				×	開示
「第二当事者 運転免許」欄					非開示
「第二当事者 被害程度」欄			×	×	開示
「現場見分の有無」欄				×	開示
「備考」欄					非開示
「勤務先（職業） 2 当」欄					非開示

## 別表2

## 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
19 . 1 . 24	○ 諮問を受けた。(諮問乙第52号)
19 . 12 . 10 (第115回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 1 . 18 (第116回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 2 . 19 (第117回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
20 . 3 . 12	○ 諮問実施機関から口頭意見陳述録取書を受理した。
20 . 3 . 18 (第118回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 4 . 23 (第119回審査会)	○ 事案の審議を行った。
20 . 5 . 28 (第120回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県個人情報保護審査会名簿

(平成20年6月25日現在)

氏名	区分	備考
い さか まさ ひろ 井 坂 正 宏	学識経験者	
お の けい こ 小 野 敬 子	個人情報の保護に造詣の深い者	
さ さ き よう いち 佐々木 洋 一	法律家	
たま やま なお み 玉 山 直 美	法律家	
なる せ ゆき のり 成 瀬 幸 典	学識経験者	

(五十音順)